

議案第60号

石岡市公共交通政策会議条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市公共交通政策会議条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするため。

石岡市公共交通政策会議条例の一部を改正する条例

石岡市公共交通政策会議条例（平成30年石岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「石岡市地域公共交通網形成計画」を「石岡市地域公共交通計画」に、「網形成計画」を「交通計画」に改める。

第2条第1号から第3号までの規定中「網形成計画」を「交通計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。